

動力散布機・動力噴霧器の貸し出ししています！

管内は中山間の地域であることから、病虫害が多発し、被害の発生が広範囲で一旦発生が確認されると深刻な事態を招く恐れのある『イモチ病』『斑点米カメムシ』の農薬剤費一部助成を平成2年より実施してきました。

21年度からは、動力散布機、噴霧器を購入して各地域に配備し、組合員の皆様に利用して損害を未然に防止していただきたいと思います。

水稻共済・畑作物（丹波黒大豆）共済加入者を対象に、無料貸出となっておりますので、是非とも、病虫害防除のお役に立てて頂きたいと思ひます。



貸出物一覧

動力散布機



動力噴霧器



切替ノズル



流し多口噴頭
散布機に付随



背負台
(リフト式)



楽々担ぎ台



動力散布機(噴霧器)貸出マニュアル

動力散布機(噴霧器)を宇陀NOSA I及び農協各支店(榛原支店除く)、宇陀経済センター、各経済店舗にて、無料貸出を行います。

各店舗に申込書(防除実施計画書並びに防除機貸与申請書)がございますので、裏面の[設置店舗一覧](#)の貸出責任者に申し出て下さい。

申請方法は

- 住所 ○氏名 ○貸与申請機種等 ○防除実施予定時期
- 防除予定圃場 ○防除予定面積 ○防除対象農薬剤名
- 貸与機返却年月日

以上を記入の上押印し、申し込んで下さい。

申込書は、使用一週間前までに当該店舗に提出して下さい。

なお、貸与の期間は毎年、播種期から収穫期までの間、貸出業務を行います。

また、貸与機の返却は貸出後3日以内となります。

※申込書の農家控えの裏面に、貸与規定を記載させていただいております。

十分ご理解の上ご利用のほど、よろしくお願いいたします。

農薬の飛散(ドリフト)の対策について

- ◎ 散布量が多くなりすぎないようにし、風の弱いとき、できるだけ作物の近くから散布しましょう。
- ◎ 風向きにも注意し、圃場の端部での散布は外側から内側にむけて行うようにしましょう。
- ◎ まわりの作物にも登録のある農薬を使用しましょう。
- ◎ **付近の作物が収穫前だと、基準値をこえやすいので特に注意!**

動力散布機（噴霧器）使用上の注意事項

- ① 貸与を受けた動力散布機（動力噴霧器）の燃料と農薬等は組合員負担となります。
- ② 燃料タンクと農薬等タンクは空にし、洗浄して返却して下さい。
- ③ 燃料は、ガソリン25：オイル1の混合油を使用して下さい。
- ④ 使用中貸与機の破損等は、責任をもって修理をお願いします。ただし、磨耗等の破損などは、宇陀NOSAIがメンテナンスを行います。
- ⑤ **除草剤の使用はいっさい禁止**しております。次回使用者の、薬害の原因になるためご利用できません。
- ⑥ 散布時はドリフト（飛散）のおそれがあるため、十分、近隣住民、近くの田、畑の耕作者に理解を得てから行う。
- ⑦ 機械に備え付けてあります、『動力散布機（噴霧器）使用上の注意』も、十分ご理解の上、使用して下さい。

設置店舗一覧

（順不同）

設置店舗	動力 散布機	動力 噴霧器	切替 ノズル	背負代 (リフト式)	楽々 担ぎ台
JAならけん 大宇陀支店	3台	3台	3本	1台	4台
岩清水営農経済	3台	2台	2本	1台	3台
菟田野支店	3台	2台	2本	1台	3台
宇陀営農経済センター	3台	2台	2本	1台	3台
室生支店	3台	1台	1本	1台	2台
宇陀東里営農経済	3台	1台	1本	1台	2台
曾爾支店	2台	1台	1本	1台	1台
東宇陀営農経済	3台	1台	1本	1台	2台
宇陀NOSAI	3台	2台	1本	1台	3台

農作物・畑作物共済損害防止事業実施要綱

1. 目的

農作物共済及び畑作物共済の共済目的たる水稻・丹波黒大豆の共済事故の病虫害被害と、近年、増加傾向にある獣害被害の抑制のため、積極的な損害防止活動を行い、共済事業の運営の安定と組合員の負担軽減を図ることを目的とする。

2. 対象作物

農作物共済の引受に係る水稻及び麦並びに畑作物共済の引受に係る丹波黒大豆とする。

3. 損害防止に関する協議会の設置

共済事故の発生及びそれに伴う損害の発生・拡大の防止のため、管内の行政農業関係担当者及び奈良県農業協同組合宇陀地区統括の貸与機管理責任者等で構成する損害防止に関する協議会を設置する。

4. 事業の内容

損害防止の徹底を図るために次の事業を行う。

- ① 病虫害による被害の発生及び拡大を防止・抑制するため、病虫害駆除等に供する動力散布機（動力噴霧器）の貸与。
- ② 関係機関と連携を密にし、病虫害発生予察情報及び気象情報の提供。
- ③ 損害評価員・共済部長等に対する損害防止に関する知識並びに技術の向上を図るための講習会の開催。
- ④ 損害を未然に防止するリスクマネジメント支援活動。
- ⑤ 獣害被害の防止・抑制のための設置施設等の経費の一部助成。
- ⑥ その他損害防止に関する事項。

5. 事業実施期間

本事業の実施期間は、水稻・麦・丹波黒大豆とも、播種期から収穫期までとする。

6. 経費負担等

- ① 動力散布機（動力噴霧器）貸与規定に準ずる。

7. 実施

この要綱は、平成21年4月28日より実施する。

動力散布機（動力噴霧器）貸与規定

1. 目的

農作物共済事業及び畑作物共済事業運営の安定と組合員の負担軽減を図ることを趣旨とした損害防止事業の一環として、動力散布機（動力噴霧器）を貸与することにより、より一層の病虫害防除の充実を図ることを目的とする。

2. 貸与機等の種類

背負式動力散布機・背負式動力噴霧器・背負台・噴霧器切替ノズル

3. 貸与期間

- ① 毎年、播種期から収穫期までとする。
- ② 貸与機の返却は貸出後3日以内とする。

4. 貸与対象者

宇陀農業共済組合の農作物共済及び畑作物共済に加入している組合員を対象とする。

5. 保管場所

農業共済組合倉庫に保管するものとする。

ただし、貸与期間中は別紙1の管内奈良県農業協同組合各支店及び経済センターに保管する。

6. 組合員の負担

- ① 貸与を受けた動力散布機（動力噴霧器）の燃料と農薬等は組合員負担とする。
- ② 使用中貸与機の破損等については、責任をもって修理する。

7. 貸与申請

動力散布機（動力噴霧器）の貸与を受けようとする組合員は、管内の奈良県農業協同組合各支店及び経済センターに備え付けの様式1防除機等貸与申請書に必要事項を記入・押印のうえ、使用1週間前までに組合に提出する。

8. 使用上の注意

- ① ポジティブリスト制度を厳守し、農薬使用基準及び近隣圃場・民家への飛散（ドリフト）注意する。
- ② 病虫害防除以外（除草剤等）の使用は、一切禁止する。使用した場合は今後、貸出を行わないものとする。
- ③ 貸与を受けた動力散布機（動力噴霧器）は、燃料タンクと農薬等タンクを空にし、洗浄して返却する。
- ④ 貸与機の燃料は指定比率の混合油を使用する。

9. 実施

この規程は、平成21年4月28日より実施する。

様式1

申請年月日 平成 年 月 日

宇陀農業共済組合
組合長理事 小松儀平 殿

住 所

氏 名

印

防除実施計画書並びに防除機等貸与申請書

このことについて、下記防除実施計画のとおり実施いたしますので、防除機及び
付属器具の貸与を受けたく申請いたします。

記

1. 貸与申請機種等

2. 防除実施計画

防除実施予定時期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

防除実施予定圃場

防除対象予定面積

アール

防除対象農薬剤名

貸与機返却年月日 平成 年 月 日 (貸出後3日以内)

3. 使用上の注意

農家控え裏面の貸与規定 8. 使用上の注意に準じる。